介護福祉士及び介護職員等による喀痰吸引等制度(概要)

- ▶ 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為(医療的ケア)を実施できる(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項)
 - ※医師の指示の下に、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる

対象となる医療行為

■ 喀痰吸引

- ①口腔内
- ②鼻腔内
- ③気管カニューレ内部

■ 経管栄養

- 4 胃ろう又は腸ろう
- 5 経鼻経管栄養
- ※厚生労働省令第1条

喀痰吸引等が行える介護職員

介護福祉士

- 1.平成28年度以降の介護福祉士国家 試験合格者
- 2.1.以外の介護福祉士で、医療的ケアに 関する研修過程を修了した者

介護福祉士以外の介護職員等

⇒介護職員等のうち、都道府県又は登録 研修機関が実施する喀痰吸引等研修 を修了し、都道府県知事の認定を受け た者

喀痰吸引等が行える事業所

登録喀痰吸引等事業者

- ⇒従事者に介護福祉士のいる事業者
- ※既に特定行為事業者として登録を受けている事業者も、<u>喀痰吸引等事業者</u>の 登録が必要

登録特定行為事業者

- ⇒従事者が<u>介護職員等のみ</u>の事業者 ※認定特定行為業務従事者により、喀
 - ※認定特定行為業務従事者により、呼吸引等を行う事業者
- ※登録事業者は従事者によって区分
- ※登録事業者は道の登録を受ける必要

■「喀痰吸引」の概要と必要性



- 痰や唾液、鼻汁等の分泌物を自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをするもの
- 痰や唾液を取り除くことで呼吸を 楽にし、肺炎等の感染症を予防 する

■「経管栄養」の概要と必要性



- 病態や病状により口から充分に 食事を摂ることが困難な場合に 経管栄養法を選択
- 経管栄養法には、鼻からチューブを挿入する「経鼻経管栄養法」と、 ろう孔を造設してチューブを挿入する「胃ろう、腸ろう、食道ろう経管栄養法」がある